

議 題

(3) 城陽市公共交通事業者原油価格高騰対策支援給付金について (報告)

(3) 城陽市公共交通事業者原油価格高騰対策支援給付金について (報告)

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の影響下における原油価格高騰の影響を受けている公共交通事業者に対し、今後の安定的な経営継続のため、燃料費の一部を補助することとし、支援給付金を給付する。(令和4年6月補正予算)

2. 対象者

(1) 市内に運行路線を有するバス事業者 1社

- ・ 京都京阪バス株式会社

(2) 市内に本社を有し、京都府タクシー協会に加盟するタクシー事業者 2社

- ・ 有限会社洛南タクシー
- ・ 光陽タクシー株式会社

(3) 城陽市公共交通事業者原油価格高騰対策支援給付金について (報告)

3. 給付金の額

- (1) バス : 令和4年度の運行計画距離に応じた燃料高騰相当分の金額 310万円
- (2) タクシー : 1台あたり4万円

4. 申請受付期間

令和4年7月1日(金)～令和4年8月31日(水)

5. 給付状況

令和4年8月1日時点